

2024年4月1日  
以降始期契約用

## サイバープロテクター

サイバーセキュリティ特約付帯専門事業者賠償責任保険

## はじめに

- この『<パンフレット別冊>ご留意いただきたいこと』は、『サイバープロテクター』パンフレットに掲載のご留意いただきたいことについてご説明しています。ご不明な点については、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- 商品の構成や用語のご説明は『サイバープロテクター』パンフレットをご参照ください。

## ご留意いただきたいこと

## ご契約前にご確認いただきたいこと

お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

## (1) 商品の仕組み

サイバー プロテクター	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 +サイバーセキュリティ特約 +各種特約 <sup>(注)</sup>
----------------	--

(注)セットできる主な特約の詳細につきましては、『サイバープロテクター』パンフレット6ページ記載の「ご契約の条件等」をご参照ください。

## (2) 補償内容

- ①保険金をお支払いする主な場合  
『サイバープロテクター』パンフレット9～13ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。
- ②お支払いの対象となる損害  
『サイバープロテクター』パンフレット9～13ページ記載の「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。
- ③保険金をお支払いしない主な場合  
『サイバープロテクター』パンフレット14～17ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

## (3) 被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。)

- ①記名被保険者:  
保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された方となります。
- ②記名被保険者の役員:  
会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。ただし、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。  
※適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

## (4) 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

## (5) 支払限度額等

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。詳細は『サイバープロテクター』パンフレット6ページ記載の「ご契約の条件等」をご参照ください。  
お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額<sup>(注)</sup>につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

(注)免責金額は、保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求(または1事故)ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

## (6) 保険料

保険料<sup>(注)</sup>は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料<sup>(注)</sup>につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

## (7) 保険料の払込方法

キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です。)。ただし、ご契約内容等によりご選択いただけない払込方法があります。

○:選択できます ×:選択できません

主な払込方法	一般分割払 <sup>(注1)</sup>	大口分割払 <sup>(注2)</sup>	一時払
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○	○	○
払込票払	×	×	○
請求書払	×	×	○

(注1)一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、ご選択いただけます。

原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。

(注2)一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、ご選択いただけます。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または当社が保険料を領収するまでの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

## (8) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料払込方法が口座振替、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで<sup>(注)</sup>に保険料の払込みがない場合、損害賠償請求による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替で保険料が払い込まなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

## (9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

# ご契約時にご注意いただきたいこと

## 告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

- (1) 保険契約者または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
  - (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、**保険申込書<sup>(※)</sup>に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。**この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書<sup>(※)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。
- (注) 当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

## 保険料算出(確定)のための確認資料

保険料が売上高等の実績数値に対する割合によって定められる場合は、ご契約の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を当社にご提出いただきます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

# ご契約後にご注意いただきたいこと

## 通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

- (1) ご契約後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。  
【通知事項】
  - ① 保険申込書の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
  - ② ご契約時にご提出いただいた告知書、申込書等の記載内容に変更が生じる場合
- (2) 次の事実が発生する場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または当社までご連絡ください。
  - ① 保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
  - ② 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

## 解約と解約返れい金

- (1) ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社までお申出ください。
- (2) ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (3) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。
- (4) ご契約を解約する場合、払い込んでいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額をご請求することがあります。

# その他ご留意いただきたいこと

## 〈共同保険〉

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

## 〈保険会社破綻時等の取扱い〉

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

## 〈事故が起こった場合〉

### (1) 事故が起こった場合の当社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、次の事項を遅滞なく代理店・扱者または当社にご連絡ください。

- 損害賠償請求を最初に知った時の状況
- 申し立てられている行為
- 原因となる事実

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
三井住友海上事故受付センター **0120-258-189(無料)**

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく当社に書面によりご通知いただく必要があります。

## (2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受け取りいただくための手続き(保険金請求手続き)が必要となります。万一の事故の際は、当社より改めてご説明いたします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

## (3) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

## (4) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるよう相談に応じてさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## 〈その他〉

- ご契約に関する個人情報、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 保険契約者と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこのパンフレットに記載の事項を必ずお伝えください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

# 三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) こちらから  
https://www.ms-ins.com/contact/cc/ アクセスできます▶  
(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)

● ご相談・お申込先